

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（抄）

2006年（平成18年）3月31日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
2006年（平成18年）8月31日改定
2007年（平成19年）8月31日改定
2008年（平成20年）8月29日改定
2009年（平成21年）3月30日改定
2009年（平成21年）8月31日改定
2010年（平成22年）8月31日改定
2011年（平成23年）9月14日改定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システム最適化計画を定める。

記

第1 業務・システムの概要

1. 統計行政の使命及び行動指針並びに主要施策方針

社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供することを通じて、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に貢献することをその使命とし、統計に携わるすべての府省は、次に掲げる府省間共通の行動指針の下に、「社会・経済の変化に対応した統計の整備」、「統計調査の効率的・円滑な実施」、「調査結果の利用の拡大」及び「国際協力の推進」を統計行政全体の主要施策方針として取り組む。

- ① 社会に役立つ、客観的で正確な統計の追求
- ② 多様な利用者に利用しやすい形の統計の提供
- ③ 調査対象者の秘密の保護
- ④ 調査対象者の負担の配慮

- ⑤ 高度の専門性を備え、内外の統計の発展に寄与
- ⑥ 政府横断的な調整を通じた統計の体系的な整備

(中略)

8. 各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化

(1) 各府省は、2007年度（平成19年度）から、各府省の統計に係るホームページについて、「公的統計の品質に関するガイドライン」（平成22年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ）の今後の改定状況も踏まえつつ、別紙5の「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づきコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る。【平成19年度以降、継続的に実施】

なお、外国語による情報提供についても、基幹統計を中心として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえた積極的な対応に努める。

(2) 各府省が上記(1)に基づき各府省のホームページで掲載する公表予定は、2008年度（平成20年度）から、別紙6の「ホームページにおける政府統計公表予定掲載規準」に準拠するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

(3) 別紙5及び別紙6は、統計調査等業務最適化推進協議会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

(4) 2008年度（平成20年度）から、各府省のホームページで提供される各種統計の公表予定（公表後は公表日）を「政府統計の総合窓口」（e-Stat）において自動的かつ定期的に収集し、政府統計に係る毎月の公表予定及び公表日の一覧を提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

これを踏まえ、現行、法令に基づき行われている指定統計調査の結果の公表に係る調査実施者からの総務大臣への報告及び総務大臣による官報の告示の手続の在り方について、手続の省略又は廃止を含めた見直しを検討するものとする。【官報公告による手続は平成20年度を持って廃止済】

(以下、略)

統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目

各府省が提供する統計調査、統計調査以外の方法により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計の統計に係るホームページについては、次のとおり、共通メニュー及び共通掲載項目によるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る（下線部は掲載必須メニュー及び掲載必須項目）。その際には、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（2010年（平成22年）3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえるものとする。

(1) 統計調査

| 共通メニュー | 共通掲載項目 | 掲載内容等 |
|--------------|--------------|--|
| <u>調査の概要</u> | <u>調査の目的</u> | 統計調査の目的を記述。 （目的には調査の名称を含む。基幹統計調査の場合は、どの基幹統計を作成するために行うかを記載。） |
| | 調査の沿革 | 統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。 |
| | 調査の根拠法令 | 統計調査の実施に係る根拠法令を記述。 |
| | <u>調査の対象</u> | 統計調査の対象範囲及び調査対象数を記述。 |
| | 抽出方法 | 標本調査における抽出方法を記述。 |
| | <u>調査事項</u> | 統計調査における調査事項を記述。 |
| | 調査票 | 調査票の画像ファイル等を添付。 |
| | <u>調査の時期</u> | 調査期日及び具体的な調査期間を記述。 |
| | <u>調査の方法</u> | 統計調査の実施系統、調査手法等を記述。 |
| | （その他） | 上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。 |
| <u>調査の結果</u> | <u>用語の解説</u> | 調査の結果に用いる主要な用語の定義・ |

| | |
|--------|---|
| | 解説を記述。 |
| 結果の概要 | 調査の結果の概要を記述。 |
| 推計方法 | 標本調査における結果数値の推計方法を記述。 |
| 利用上の注意 | 誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。 |
| 正誤情報 | 公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。 |
| 統計表一覧 | 統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。 |
| 利活用事例 | 調査結果の利活用又は利用活用を予定している事例を掲載。 |
| (その他) | 上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。 |
| 公表予定 | 統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。 |
| Q & A | 統計調査に関するよくある質問を記述。 |
| 問い合わせ先 | 利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。なお、基幹統計調査の場合はかたり調査の通報先及びそのような内容も受け付けている旨も併せて記述。 |
| (過去情報) | 「平成〇年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。 |
| (その他) | 上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。 |

(※)「用語の解説」は平成21年度以降掲載必須メニュー。

(2) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計

| 共通メニュー | 共通掲載項目 | 掲載内容等 |
|-------------------|---|---|
| <u>統計の概要</u> | <u>統計の目的</u> | 統計の目的を記述。 |
| | <u>統計の沿革</u> | 統計の経緯、変遷、沿革等を記述。 |
| | <u>統計の作成方法</u> | 統計の作成方法を記述。 |
| | (その他) | 上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。 |
| <u>集計結果又は推計結果</u> | <u>用語の解説</u> | 集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。 |
| | <u>結果の概要</u> | 集計結果又は推計結果の概要を記述。 |
| | <u>利用上の注意</u> | 誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。 |
| | <u>正誤情報</u> | 公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。 |
| | <u>統計表一覧</u> | 統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。 |
| | <u>利活用事例</u> | 集計結果又は推計結果の利活用又は利用活用を予定している事例を掲載。 |
| | (その他) | 上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。 |
| <u>公表予定</u> | 統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。 | |
| <u>問い合わせ先</u> | 利用者からの問い合わせを受けける連絡先の部署名、電話番号等を記述。 | |
| (過去情報) | 「平成〇年△△統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。 | |
| (その他) | 上記に掲げるほか、ポスター、パンフレ | |

| | |
|--|-------------------------------------|
| | ットの画像ファイル等、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を掲載。 |
|--|-------------------------------------|

(※1) 「用語の解説」は平成21年度以降掲載必須メニュー。

(※2) 業務統計で調査の結果により統計を作成している場合は、(1)の共通メニューに準じる。